令和7年度「福祉の職場体験事業」参加における留意事項

体験参加者は体験期間中、次のことに留意のうえ行動すること。

1 体験への専念

期間中は体験に専念し、事業所の方針や担当職員の指示で行動すること。

事業所の方針や指示が理解できないときは必ず質問し、不明のまま行動することは慎む こと。

2 利用者の人権の尊重

事業所は利用者にとっての生活の場であることを理解し、利用者の人権を最大限に尊重すること。また、利用者との関係は、特別な場合を除き、対等かつ節度あるものでなければならないこと。

3 事前学習

体験の際に、各事業所でオリエンテーションや事業説明等が行われるが、訪問する事業 所の概要や関係する社会福祉制度ついて調べておくこと。

4 個人情報を守る義務

体験中に知り得た情報は、体験中はもとより体験後においても、決してこれを他に漏ら してはならない。特に、利用者個人に関する情報については、これを守ること。また、職 場体験中に、許可なく写真を撮影してはならない。

5 緊急時の対応

体験中に緊急の事態が発生した場合は、自ら判断せず、事業所の担当職員の指示に従うとともに、熊本県社会福祉協議会 熊本県福祉人材・研修センター(以下「県社協」という。) に連絡すること。

6 職場体験報告書の提出

体験の内容・感想等を「様式9」の報告書に記入し、体験終了後速やかに、事業所もしく は県社協に提出すること。

7 体験中の健康管理

体験中は自身の健康管理を行い、熱発や体調不良の場合は必ず事前に県社協に連絡すること。また、体験期間の前は多人数での会食を控え、人が多く集まる場所への外出を避けるなど感染症対策を行うこと。

8 費用について

職場体験にかかる賃金等の支給はない。事業所によって、昼食の提供(無償)の対応が可能な場合があるため、申込みの際に確認しておくこと。

9 その他

上記に記載することの他は、各事業所の担当職員の指示に従うこと。

[問合せ・連絡先] 社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 熊本県福祉人材・研修センター 〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町 3-7 熊本県総合福祉センター4 階 電話 096-322-8077 ファックス 096-324-5464